

審 第 3 4 1 0 号
答 申 第 5 9 1 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について (答申)

令和2年6月15日付け衛第355号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1118号

令和2年4月24日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月27日付け衛第1193号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年1月27日付け衛第1193号で行った行政文書部分開示決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年12月19日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求を行った。

2 請求の内容

当該請求の内容は、「(公) ○○○○が設立するに至った経緯及び令和元年までの沿革。(以下「本件請求1」という。)」及び「公益法人の認定を受けるために提出された申請書全て。((公) ○○○○分) (以下「本件請求2」といい、本件請求1と併せて以下「本件各請求」という。)」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件各請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定した。

(1) 本件請求1に係る対象文書について

ア 平成24年11月27日付け修正可能書類通知書（以下「本件対象文書1」という。）

イ 同月28日付け修正提出書（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 同年12月25日付け修正可能書類通知書（以下「本件対象文書3」という。）

エ 同月28日付け修正提出書（以下「本件対象文書4」という。）

オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第56条の規定に基づく

意見聴取について（以下「本件対象文書5」という。）

カ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第8条第2号の規定に基づく意見聴取について（以下「本件対象文書6」という。）

キ 意見聴取書について（以下「本件対象文書7」という。）

ク 千葉県公益認定等審議会長への諮問について（以下「本件対象文書8」という。）

ケ 答申書（平成25年1月21日付け公益審第144号。以下「本件対象文書9」という。）

コ 認定通知書（同年3月18日付け衛第1257号。以下「本件対象文書10」という。）

サ 認定書（平成25年3月18日付け千葉県指令第1257号。以下「本件対象文書11」という。）

シ 移行登記完了届出及び認定の公示について（以下「本件対象文書12」という。）

ス 平成25年度事業報告書（以下「本件対象文書13」という。）

セ 平成26年度事業報告書（以下「本件対象文書14」という。）

ソ 平成27年度事業報告（以下「本件対象文書15」という。）

タ 平成28年度事業報告（以下「本件対象文書16」という。）

チ 平成29年度事業実績報告（以下「本件対象文書17」という。）

ツ 平成30年度事業報告（以下「本件対象文書18」という。）

(2) 本件請求2に係る対象文書について

移行認定申請に係る申請書類（以下「本件対象文書19」といい、本件対象文書1から本件対象文書18までと併せて以下「本件各対象文書」という。）

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求1に対して令和2年1月27日付け衛第1193号で行政文書部分開示決定を行い、本件請求2に対して同日付け衛第1193号で行政文書部分開示決定（以下「本件各決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、同年4月24日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県知事の令和2年1月27日付けの衛第1193号の審査請求人に対する、公文書部分開示決定通知書に関する処分（衛生指導課）の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

公益法人としての開示要件に反する。

3 口頭意見陳述の要旨

実施機関は、審査請求人の口頭意見陳述を実施し、その主張の要旨は次のとおりである。

(1) ○○○○に対する出捐金をどう考えているのか。理事長に○○○○の会長が兼任しているのは公益法人としてどうなのか。名簿を見ると、○○○○に合併したのかという疑義がある。

(2) 出捐金というのは公有財産である。○○○○の定款から、千葉県が作って、法人化させており、もともとは千葉県である。であるから、出捐金は千葉県が操作できることになる。であるならば、開示してほしい。○○○○等に聞いたところ、出捐金として処理されており、費用、税金であると考えられ、開示してほしい。

弁明書に、平成25年4月1日付けで財団法人としての解散の登記及び公益財団法人としての設立の登記は完了していると書いてある。解散しているなら、その残っている残余財産に対しては、決められているとおり、出捐金を各市町村に戻すか、国庫に帰属するのではないか。

(3) 議事録について、原則評議員の名前は名簿化され公開であるから、評議員の名前は全部開示されてよいのではないか。それとも、評議員が話したことに特段まずいことがあるのか。

監事の意見書における監事の氏名がマスキングされている理由を教えてください。

就任予定者の名簿が開示であるが、個人の経歴は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であるため、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第8条第2号で不開示と言うことであるが、経歴は通常他人に知られたくない個人の機微ですか。当該予定者については別の法律があり、当該法律に縛られているのではないか。

公益法人の法律があるのだから条例で全部片付くわけではない。

(4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日と書いてある、収支予算における事業別区分経理の内訳の経費が全てマスキングされている理由はなぜでしょうか。

情報公開された資料の中に、費用に関するマスキングが多い。費用は開示しなければならないのではないか。

フェスティバルなどを行っている。調べると、〇〇〇〇と、〇〇〇〇と、〇〇〇〇が全部同じことを行っている。これらの団体に謝礼金、交通費等を出しているから、費用は開示できない、マスキングである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件各対象文書の内容

- (1) 本件対象文書1及び本件対象文書3は、財団法人〇〇〇〇理事長から提出された移行認定申請に係る申請書類について、修正が可能な書類を通知した文書等である。
- (2) 本件対象文書2及び本件対象文書4は、本件対象文書1及び本件対象文書3に対してそれぞれ同〇〇〇〇理事長から提出された修正提出書である。
- (3) 本件対象文書5は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第104条第2項及び第142条の規定において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）第56条の規定により、旧主務官庁である実施機関に宛てた意見聴取書の案文等である。
- (4) 本件対象文書6は、整備法第104条第1項において読み替えて準用する法第8条第2号の規定により、千葉県警察本部長に宛てた意見聴取に係る文書である。
- (5) 本件対象文書7は、本件対象文書5に対して回答した意見書の案文等である。
- (6) 本件対象文書8は、整備法第138条第2項において読み替えて準用する同法第133条第2項の規定により、千葉県公益認定等審議会会長に宛てた諮問書である。
- (7) 本件対象文書9は、本件対象文書8に対して整備法第100条に規定する認定の基準に適合すると認めるとする同会長から発出された答申書である。
- (8) 本件対象文書10は、整備法第105条の規定により、同〇〇〇〇を公益財団

法人として認定した旨、旧主務官庁宛て通知した認定通知書の案文等である。

(9) 本件対象文書11は、整備法第44条の規定により、同理事長に宛てた公益財団法人への移行を認定した文書等である。

(10) 本件対象文書12は、整備法第106条第2項の規定により、公益財団法人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の理事長から発出された移行登記完了届出書等である。

(11) 本件対象文書13から本件対象文書18までは、本件請求1のうち「令和元年までの沿革」について、審査請求人に確認の上で本件対象文書13から本件対象文書18までを特定したものであり、公益財団法人に移行した平成25年度から平成30年度までの本件法人の事業報告書である。

(12) 本件対象文書19は、整備法第44条の規定による移行認定に係る申請書類である。

2 処分の理由（部分開示の理由）

(1) 不開示部分について

ア 理事・監事選任案における「監事2名に係る情報」は、後に登記される情報に含まれないことから自明ではなく、条例第8条第2号に該当するとして、不開示としたものである。

イ 評議員選出案における「氏名、職名」は、後に登記される情報に含まれないことから自明ではなく、同号に該当するとして、それぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

役員等就任予定者の名簿における「生年月日、性別及び住所」、修正事項の一覧における「理事の住所の一部」、本件対象文書11における「法人の担当者の氏名及び印影」、法人の基本情報及び組織についてにおける「申請業務担当者の氏名及び役職」、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎における「大口拠出者の氏名又は名称」、理事・監事選任案における「監事2名に係る情報」及び評議員選出案における「氏名、職名」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、同号に該当する。

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎における「営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名及び当該監事の経理事務経験」については、特定の個人を識別することができるものであり、また、個人の経歴は通常他人

に知られたくない個人の機微に関する情報であるため、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、同号に該当する。

使用人を兼務する理事の給料手当における「給料手当の額（内訳含む）」については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。

なお、これらは、同号イからニまでには該当しないものである。

(3) 条例第8条第3号該当性について

「理事長印影」は、公にすると偽造されて悪用されるなどし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものであることから、同条第3号イに該当する。

なお、これは、同号ただし書には該当しないものである。

3 弁明の内容

審査請求人は、審査請求の趣旨では「部分開示決定の取り消しを求めると、審査請求の理由では「公益法人としての開示要件に反する」と主張する。

しかしながら、本件対象文書12（整備法第106条第2項の規定による本件法人の理事長から発出された移行登記完了届出書）にあるとおり、平成25年4月1日付けで（財団法人としての）解散の登記及び（公益財団法人としての）設立の登記が完了しており、これ以降の本件対象文書13から本件対象文書18まで（「令和元年までの沿革」について、審査請求人に確認の上で対象文書と特定した、公益財団法人に移行した平成25年度から平成30年度までの本件法人の事業報告書）においては、不開示部分がない。

以上のことから、審査請求人が言う「公益法人としての開示要件に反する」、との理由をもって「部分開示決定の取り消しを求めると主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであって、その内容は上記第4 1のとおりであり、別表における本件各対象文書の内訳の欄に記載した各行政文書で構成さ

れている。

2 本件各決定の妥当性

実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載した各情報を不開示とし、これに対して、審査請求人は本件各決定の取消しを求めている。当審査会が本件各対象文書を見分したところ、当該各情報は、その不開示とした理由から次に掲げる各項目に分類することができる。

については、各分類に応じて不開示部分に係る本件各決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 役員等就任予定者の生年月日、性別、郵便番号及び住所について

役員等就任予定者の生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事就任予定者の郵便番号及び住所を除く。）は、理事等（代表理事就任予定者を除く。）の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文に該当する。

本件対象文書12を構成する本件法人の履歴事項全部証明書及び法第22条第2項の規定の趣旨を踏まえて作成された、公益法人インフォメーションの閲覧請求機能により法第21条第2項第2号に規定する役員等名簿を見分したところ、これらの情報は記載されておらず、また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるという特段の事情も認められないことから、条例第8条第2号イに該当しない。

また、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 理事長の印影について

理事長の印影は、記載の内容が真正であることを示す認証的機能を有し、契約書類等の重要書類に使用するものとして特別な管理をしているものと推認され、公にすることにより、偽造がされることなどにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法人の担当者に係る印影、申請業務担当者の氏名及び役職、大口拠出者の氏名、議事録署名人の印影、評議員会及び理事会の議事録における職名及び氏名（理事会

にあつては議長に係る議事の進行に係るものを除く。)並びに監事の印影について

これらの情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがつて、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

なお、理事会の議事録における職名及び氏名のうち、議長に係る議事の進行に係るものについては、別途の考慮を要することから下記(10)で後述する。

(4) 営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名及び当該監事の経理事務経験について

監事の氏名は、本件法人の履歴事項全部証明書及び役員等名簿に記載されているが、当該監事が営利又は非営利法人の経理に係る事務に従事した経験を有するか、また、当該監事の経理に係る事務の経験の内容については、これらには記載されておらず、営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名、当該監事の経理事務経験は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがつて、これらの情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(5) 使用人を兼務する理事の給料手当について

使用人を兼務する理事1名の氏名は開示されており、本件対象文書19には当該理事に係る給料手当の額が記載されている。当該給料手当の額は通常他人に知られたくない情報であり、使用人を兼務する理事の給料手当は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがつて、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(6) 署名について

署名は、議事録署名人及び監事の自筆の署名であり、その形状については固有のものであると認められ、公にすることにより、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(7) 現役員に係る監事の氏名及び職名について

現役員に係る監事の氏名及び職名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

現役員に係る監事の氏名及び職名は、整備法第77条の規定により、法人の設立の登記において登記すべき事項ではない。

また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるという特段の事情も認められないことから、同号イに該当しない。

さらに、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(8) 選任案及び選出案における監事の氏名について

選任案及び選出案における監事の氏名は、それぞれ同一の氏名が記載されている。本件各決定で開示されている議事録に記載されている情報から、選任案及び選出案のとおり選任及び選出されたことが認められる。そして、当該監事の氏名は、就任した日付とともに本件法人の履歴事項全部証明書に記載されていることから、法令等の規定により公にされている情報である。

したがって、これらの情報は同号イに該当し、開示すべきである。

(9) 選任案及び選出案における監事の職名について

選任案及び選出案における監事の職名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

本件法人の履歴事項全部証明書には当該監事の職名は記載されておらず、また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるという特段の事情も認められないことから、同号イに該当しない。

また、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(10) 理事会の議事録における発言者の職名及び氏名のうち議長に係る議事の進行に係るものについて

公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）7

(1) (以下「本件基準」という。)により、定款又は寄附行為を公益法人の主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。

理事会の議事録における発言者の職名及び氏名のうち議長に係る議事の進行に係るものは、本件法人の寄附行為に基づき理事会の議長は理事長が当たること及び理事長の氏名は本件基準に基づき公にされていることから、慣行として公にされている情報であると認められる。また、議長に係る議事の進行については定型的なものであり、個人としての意見等を発言しているものではない。

したがって、これらの情報は同号イに該当し、開示すべきである。

(1 1) 評議員選出案及び評議員候補者名簿(案)の氏名及び職名について

評議員選出案及び評議員候補者名簿(案)の氏名及び職名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

本件基準により、役員名簿を公益法人の主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされているが、評議員の名簿を一般の閲覧に供することとはされていない。また、評議員の氏名及び職名は、法第46条第1項の規定により法人の設立の登記において登記すべき事項ではなく、また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるという特段の事情も認められないことから、同号イに該当しない。

また、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件各決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

5 附言

本件各請求に係る行政文書として本件法人の議事録が特定されているが、一般的に、

法人の議事録には当該法人の内部において管理する情報が含まれていると解される。
また、本件各請求と同一の請求者からの開示請求に係る特定された行政文書について、
本件各請求と同種の行政文書が特定され、開示、不開示の判断が異なる部分があった。

実施機関においては、それぞれ開示、不開示を判断する際には、条例の規定を適切
に解釈して決定するよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 6月 15日	諮問書の受付
令和 4年 3月 22日	審議
令和 4年 3月 24日	口頭意見陳述聴取に係る記録の写しの受付
令和 4年 4月 26日	審議
令和 4年 6月 1日	審議
令和 4年 7月 1日	審議
令和 4年 7月 27日	審議
令和 4年 9月 30日	審議

別表

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 1	形式審査チェックリスト		
	修正可能書類通知書		
	役員等就任予定者の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事就任予定者の郵便番号及び住所を除く。）	
	修正可能書類通知書		
本件対象文書 2	修正提出書	理事長の印影	
	修正事項の一覧	理事の住所の一部	
	役員等就任予定者の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事就任予定者の郵便番号及び住所を除く。）	
本件対象文書 3	修正可能書類通知書		
	別表C（1）遊休財産額の保有制限の判定		
	納税証明書		
本件対象文書 4	修正提出書		
	別表C（1）遊休財産額の保有制限の判定		
	納税証明書		
	証明書		
本件対象文書 5	起案用紙		
	案文		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 6	起案用紙		
	案文		
	役員等就任予定者の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事就任予定者の郵便番号及び住所を除く。）	
	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による意見聴取について		
本 件 対 象 文 書 7	起案用紙		
	意見聴取書		
	案文		
本 件 対 象 文 書 8	起案用紙		
	案文		
	申請概要書		
	財団法人〇〇〇〇の概要について		
	意見書		
	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による意見聴取について		
	諮問書		
本 件 対 象 文 書 10	起案用紙		
	案文		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本件 対象 文書 11	千葉県健康福祉部衛生指導課長宛て文書	理事長の印影	
	認定書	法人の担当者に係る印影	
本件 対象 文書 12	起案用紙		
	案文		
	移行登記完了届出書	理事長の印影	
	履歴事項全部証明書		
本件 対象 文書 19	申請書類の送付票		
	移行認定申請書		
	別紙1：法人の基本情報及び組織について	申請業務担当者の氏名及び役職	
	別紙2：法人の事業について		
	別紙3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について		
	別表B（1）公益目的事業比率の算定総括表		
	別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表その1		
	別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表その2		
別表C（1）遊休財産額の保有制限の判定			

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 19	別表C（2）控除対象財産		
	別表C（3）公益目的保有財産配賦計算表		
	別表D 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無		
	別表E 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎	大口拋出者の氏名、営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名及び当該監事の経理事務経験	
	別表F（1）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当）	使用人を兼務する理事の給料手当の額	
	別表F（2）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当以外の経費）		
	別表G 収支予算の事業別区分経理の内訳表		
	財団法人 ○○○○寄附行為		
	公益財団法人 ○○○○定款		
	財団法人 ○○○○ 平成23年度第1回評議員会議事録	理事長の印影、議事録署名人の印影、発言者の職名及び氏名並びに署名	
	平成23年度第1回 財団法人 ○○○○評議員会次第		
	第1号議案 平成22年度事業報告書		
	第2号議案 平成22年度収支計算書		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 19	正味財産増減計算書		
	貸借対照表		
	財産目録		
	監事の意見書	監事の署名及び印影	
	第3号議案 寄附行為（定款）の改正（案）について		
	第4号議案 財団法人〇〇〇〇における最初の評議員の選任方法（案）		
	第5号議案（財）〇〇〇〇理事・監事選任案	現役員に係る監事の氏名及び職名、選任案における監事の氏名及び職名	選任案における監事の氏名
	財団法人 〇〇〇〇 平成23年度第1回理事会議事録	議事録署名人の印影、発言者の職名及び氏名並びに署名	発言者の職名及び氏名のうち議長に係る議事の進行に係るもの
	平成23年度第1回 財団法人 〇〇〇〇理事会 次第		
	第1号議案（財）〇〇〇〇役員選出案	現役員に係る監事の氏名及び職名、選出案における監事の氏名及び職名	選出案における監事の氏名
	第2号議案 平成22年度事業報告書		
	第3号議案 平成22年度収支計算書		
	正味財産増減計算書		
	貸借対照表		
	財産目録		
監事の意見書	監事の署名及び印影		
第4号議案 寄附行為（定款）の改正（案）について			

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 19	第5号議案 財団法人〇〇〇〇における最初の評議員の選任方法(案)		
	第6号議案 (財) 〇〇〇〇 〇 評議員選出案	評議員選出案の氏名及び職名	
	財団法人 〇〇〇〇 平成23年度第3回評議員会議事録	理事長の印影、議事録署名人の印影、発言者の職名及び氏名並びに署名	
	平成23年度第3回 財団法人 〇〇〇〇評議員会次第		
	報告事項1 平成23年度事業進捗状況		
	報告事項2 平成23年度予算執行状況		
	第1号議案 平成24年度事業計画(案)		
	第2号議案 平成24年度収支予算書(案)		
	第3号議案 公益財団法人 〇〇〇〇定款の改正(案)について		
	(5) その他		
	財団法人 〇〇〇〇 平成23年度第3回理事会議事録	議事録署名人の印影、発言者の職名及び氏名並びに署名	
	平成23年度第3回 財団法人 〇〇〇〇理事会 次第		
	報告事項1 平成23年度事業進捗状況		
	報告事項2 平成23年度予算執行状況		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 19	第1号議案 平成24年度事業計画(案)		
	第2号議案 平成24年度収支予算書(案)		
	第3号議案 新公益財団法人○○○○評議員候補者名簿(案)	氏名及び職	
	第4号議案 公益財団法人○○○○定款の改正(案)について		
	(6) その他		
	履歴事項全部証明書		
	役員等就任予定者の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所(代表理事の郵便番号及び住所を除く。)	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類について		
	確認書		
	国税に係る納税証明書		
	県税に係る納税証明書		
	平成23年度事業報告書		
	平成24年度事業計画		
	平成24年度収支予算書		
	財産目録		
	貸借対照表		
	正味財産増減計算書		
	平成23年6月24日付で申請のあった最初の評議員の選任に関する理事の定める認可について		
	その他行政庁が必要と認める書類について		

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日名子暁	弁護士	

(五十音順)